

国自審第 210 号の 2
平成 15 年 5 月 26 日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部審査課長

自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」について

標記について、「自動車のかじ取り車輪の横すべり量の取扱い」(平成 13 年 7 月 27 日付け国自技第 50 号の 3、国自審第 389 号の 3)の取扱いに基づき、日本自動車輸入組合より更新された別添「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」の提出があったので送付します。